

硫黄酸化物

施設名	法規制値	測定値		測定年月日
	K 値	算出K 値	排出量(Nm ³ /h)	
溶鋁炉	17.5	0.076	0.470	2025/11/12
鍊ピ炉	17.5	0.040	0.246	2025/9/9
# 1 粗鉛ケツトル炉	17.5	0.008	0.005	2025/11/17
精鉛ケツトル炉	17.5	0.11	0.066	2025/9/8
種板ケツトル炉	17.5	1.981	0.428	2025/11/20
No 2 粗鉛ケツトル炉	17.5	0.11	0.066	2025/9/8
No 3 粗鉛ケツトル炉	17.5	0.11	0.066	2025/9/8
副産 1 号炉	17.5	0.002	<0.007	2025/10/9
副産 2 号炉	17.5	0.004	0.017	2025/10/10
副産 3 号炉	17.5	0.10	0.023	2025/9/9
粗銀精製炉	17.5	0.022	<0.005	2025/7/15
揮発炉	17.5	0.022	<0.005	2025/7/15
合金 3 号炉	17.5	1.981	0.428	2025/11/20
合金 5 号炉	17.5	0.292	0.063	2025/11/21

備考

1. 法規制値は、大気汚染防止法第 3 条第 2 項第 1 号の政令で定める地域ごとに別表第 1 の下欄（右欄）に掲げる値
2. 硫黄酸化物排出量は、次に掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の排出量
日本工業規格（以下、単に「規格」という）K 0 1 0 3 に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格 Z 8 8 0 8 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

窒素酸化物

施設名	法規制値 cm ³ / Nm ³	協定値 cm ³ / Nm ³	測定値 cm ³ / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	100	100	<5.6	2025/11/12
鍊ピ炉	100	100	<6.4	2025/9/9
# 1 粗鉛ケットル炉	200	200	39	2025/11/17
精鉛ケットル炉	200	200	44	2025/9/8
種板ケットル炉	200	200	84	2025/11/20
No 2 粗鉛ケットル炉	200	200	44	2025/9/8
No 3 粗鉛ケットル炉	200	200	44	2025/9/8
副産 1 号炉	200	200	54	2025/10/9
副産 2 号炉	200	200	80	2025/10/10
副産 3 号炉	200	200	95	2025/9/9
粗銀精製炉	200	200	60	2025/7/15
揮発炉	200	200	60	2025/7/15
合金 3 号炉	180	180	84	2025/11/20
合金 5 号炉	180	180	77	2025/11/21

備考

1. 窒素酸化物濃度の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 窒素酸化物濃度は、0℃1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする
3. 窒素酸化物濃度については、酸素濃度による補正を行った値とする

排ガス・ばいじん

施設名	法規制値 g / Nm ³	協定値 g / Nm ³	測定値 g / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	0.15	0.1	0.02	2025/11/12
鍊ピ炉	0.15	0.1	<0.01	2025/9/9
# 1 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/11/17
精鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/9/8
種板ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/11/20
No 2 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/9/8
No 3 粗鉛ケツトル炉	0.3	0.3	<0.01	2025/9/8
副産 1 号炉	0.2	0.15	<0.01	2025/10/9
副産 2 号炉	0.2	0.2	<0.01	2025/10/10
副産 3 号炉	0.3	0.2	<0.01	2025/9/9
粗銀精製炉	0.2	0.2	<0.01	2025/7/15
揮発炉	0.3	0.3	<0.01	2025/7/15
合金 3 号炉	0.2	0.2	<0.01	2025/11/20
合金 5 号炉	0.2	0.2	0.02	2025/11/21

備考

1. ばいじん量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. ばいじん量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする

排ガス・有害物質 C d

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	1.0	0.7	<0.002	2025/11/12
鍊ピ炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/9
# 1 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/11/17
精鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/8
種板ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/11/20
No 2 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/8
No 3 粗鉛ケツトル炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/8
副産 1 号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/10/9
副産 2 号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/10/10
副産 3 号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/9/9
粗銀精製炉	1.0	0.7	<0.002	2025/7/15
揮発炉	1.0	0.7	<0.002	2025/7/15
合金 3 号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/11/20
合金 5 号炉	1.0	0.7	<0.002	2025/11/21

備考

- 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
- 有害物質量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする

排ガス・有害物質 P b

施設名	法規制値 mg / Nm ³	協定値 mg / Nm ³	測定値 mg / Nm ³	測定年月日
溶鋳炉	30	20	0.015	2025/11/12
鍊ピ炉	30	20	0.022	2025/9/9
# 1 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.040	2025/11/17
精鉛ケツトル炉	10	7	0.025	2025/9/8
種板ケツトル炉	10	7	0.004	2025/11/20
No 2 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.025	2025/9/8
No 3 粗鉛ケツトル炉	10	7	0.025	2025/9/8
副産 1 号炉	10	7	0.016	2025/10/9
副産 2 号炉	10	7	0.011	2025/10/10
副産 3 号炉	10	7	0.030	2025/9/9
粗銀精製炉	10	7	0.007	2025/7/15
揮発炉	10	7	0.007	2025/7/15
合金 3 号炉	10	7	0.004	2025/11/20
合金 5 号炉	10	7	0.004	2025/11/21

備考

1. 有害物質量の測定は、大気汚染防止法（昭和 4 3 年法律第 9 7 号）に定める方法又は日本工業規格に定める自動分析記録法による
2. 有害物質量は、0℃ 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当りのものとする

排水

項目	法規制値	協定値	測定値		測定年月日
			坑廃水処理場	藤沢捨石鉱さい集積場	
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	7.3	7.3	2025/11/4
カドミウム及び その化合物 (mg/l)	0.1	0.03	<0.003	<0.003	2025/11/4
鉛及びその化合物 (mg/l)	0.1	0.07	<0.01	0.02	2025/11/4
フッ素及びその化合物 (mg/l)	8	8	3.3	2.0	2025/11/4
亜鉛含有量 (mg/l)	2	2	0.04	0.09	2025/11/4
備考					
1. 測定方法は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める方法とする					

騒音・振動・臭気

項目	協定値			測定値	測定年月日
騒音	昼間	朝・夕	夜間	朝 44.1	25/10/14~15
				昼 44.1	
				夕 39.2	
	55dB(A)以下	50dB(A)以下	45dB(A)以下	夜間 40.6	
	(法規制区域外)				
振動	昼間	夜間		昼 36.2	2025/10/14
	60dB以下	55dB以下			
	(法規制区域外)			夜 28.5	
臭気	規制箇所 敷地境界			<10	2025/8/4
	協定値 臭気指数 15 (法規制区域外)			<10	

備考

騒音

- 1. 測定方法は、騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に定める方法とする。
- 2. 昼間とは、午前8時から午後7時まで 朝・夕は、午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時まで 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までとする。

振動

- 1. 想定方法は、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び宮城県公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）に定める方法とする。
- 2. 昼間とは、午前8時から午後7時まで 夜間とは、午後7時から翌日の午前8時までとする。

臭気

- 1. 測定方法は、三点比較式臭袋法（平成7年9月13日環境省告示第63号）に定める方法とする。